

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（電気通信業務用無線局）</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画 （その局が二一五七五MHzを超え二一五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。） を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>三〇八 （略）</p>	<p>（電気通信業務用無線局）</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>三〇八 （略）</p>